

70—00 P U D T

再審

1. 概要

再審制度は、確定した取消決定、又は審決に対し、その特許（商標登録）異議申立て、審判手続に重大な瑕疵があるときや、その判断の基礎となった資料に異常な欠陥があることが見過ごされていたとき等に、当事者等がその取消決定、又は審決の取消を求める不服申立方法である。取消決定、又は審決が確定した後は、この取消決定、審決による解決が尊重されることが法的安定のため当然であるが、重大な瑕疵があっても例外を許さないとするのは、審理の適正さの要求と相容れないことになるので、同一審級において再度特許（商標登録）異議の申立て、又は審判を請求できることとしている。

2. 再審の請求

(1) 確定した取消決定、審決に対し、その取消決定、審決における当事者は、再審を請求できる（特 § 171①、実 § 42①、意 § 53①、商 § 57①）。

なお、特 § 174③は特 § 132③を準用していないので、無効審判（延長登録無効審判を含む）の再審を請求するとき、共有者全員を請求人とする必要はない。

(2) 再審の請求については、民訴 § 338①、②及び § 339 が準用される（特 § 171②、実 § 42②、意 § 53②、商 § 57②）。再審事由は、次に掲げる事由に限られており、これ以外の事由、例えば、特許における進歩性判断の誤り等は、再審事由とはならない。

民訴 § 338

1 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

- 一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
 - 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
 - 三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - 五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
 - 六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。
 - 八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - 十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。
- 2 前項第四から七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

民訴 § 339

判決の基本となる裁判について前条第一項に規定する事由がある場合（同項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあっては、同条第二項に規定する場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。

- (3) 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求

することができる（特 § 172①、実 § 43①、意 § 54①、商 § 58①）。この再審は、審判の請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない（特 § 172②、実 § 43②、意 § 54②、商 § 58②）。

(4) 再審の請求書には不服の申立てに係る審決（決定）の写しを添付しなければならない（特 § 171、特施規 § 50 の 12、民訴規 § 211①）。

3. 再審の請求期間

(1) 取消決定、審決が確定した後、請求人が再審の理由を知った日から 30 日以内（出訴期間中の再審請求はできないことに留意）（特 § 173①、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

(2) 再審を請求する者の責に帰することのできない理由により前記期間内に請求できなかったときは、その理由が解消した日から 14 日以内。ただし、前記期間経過後 6 月以後は請求できない（特 § 173②、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

(3) 請求人が法律の規定により代理されなかったことを理由として再審請求するときは、請求人又はその法定代理人が、送達により取消決定、審決があったことを知った日から 30 日以内（特 § 173③、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

(4) 再審請求は、取消決定、審決確定日から 3 年経過した後は請求できない。ただし、再審理由が取消決定、審決確定後に発生したときは、その発生した日から 3 年以内ならば請求できる（特 § 173④、⑤、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

(5) 当該取消決定、審決が前にされた確定取消決定、審決と抵触することを理由とする再審の請求期間については（1）、（4）は適用しない（特 § 173⑥、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

4. 再審の審理

(1) 審決却下すべきとき

例えば、以下のときは、不適法な再審の請求であって、その補正をすることができないから、審決又は決定をもってこれを却下する。

ア 再審の請求が確定審決又は確定取消決定に対するものではないとき（特 § 171 ①、§ 172①）

イ 再審の請求人適格に合致しないとき（特 § 171①、§ 172①、②）

ウ 再審の請求が可能な期間を徒過しているとき（特 § 173）

エ 当事者が当該再審の事由について審決取消訴訟又はその上告により既に主張していたとき、又はこれを知りながら主張しなかったとき（特 § 171②→民訴 § 338①柱書ただし書）

オ 再審の請求で主張されている事由が民訴法 338 条 1 項各号の再審の事由のいずれにも該当しないとき

(2) 再審の請求に理由がないとすべきとき

再審の請求が手続上適法にされており、申し立てられた再審の事由（民訴 § 338①各号）について審理した結果、再審の事由がないとの結論に達したときは、当該再審の請求を審決却下又は決定却下するのではなく、再審の請求に対し不成立の審決又は決定を行う。

[説明]

再審の訴えについての民訴法の規定では、再審の訴えが不適法である場合は、これを却下することとされ（民訴 § 345①）、再審の事由がない場合には、再審の請求を棄却することとされている（民訴 § 345②）。特許法においては、当該民訴法の規定を準用していないが、民訴法における場合と同様、再審の事由の有無について本案審理を行った場合に特 § 135 により審決をもって却下することは適当ではないため、上記 4. 又は 5. のとおり扱うこととする。また、こうした整理は、裁判例（知財高判平 20. 5. 28（平 19（行ケ）10407 号））においても説示されているところである。

なお、実用新案（実 § 42）、意匠（意 § 53）、商標（商 § 57）に関しても、同様である。

5. 審判の規定等の準用

(1) 再審の手続、審理には、審判及び特許異議の申立ての規定が準用される（特 § 174、実 § 45、意 § 57、§ 58、商 § 60 の 2、§ 61、§ 62）。

(2) 民訴 § 348①（注）の規定は、再審に準用する（特 § 174⑤、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

（注）

民訴 § 348

- 1 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

6. 再審により回復した特許権等の効力の制限

- (1) 取り消し、若しくは無効にした特許等に係る特許権等が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願について再審により特許権の設定の登録があったとき、当該特許権等の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における、その特許に係る発明等の善意の実施等には及ばない（特 § 175、実 § 44、意 § 55、商 § 59）。
- (2) 取り消し、若しくは無効にした特許等に係る特許権等が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願等について再審により特許権等の設定の登録があったとき、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意にその特許に係る発明等の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明等及び事業の目的の範囲内において、その特許権等について通常実施権を有する（特 § 176、実 § 45、意 § 56）。商標については、審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に商標を使用した結果、再審の請求の登録の際に自己の商品を表示するものと広く需要者に認識されているときは、継続してその商標を使用する権利を有する（商 § 60）。

7. その他

(1) 再審の請求の予告登録

再審の請求があったときは、予告登録する（特登令 § 3 四）。拒絶査定不服審判に対する再審請求は、バインダー式帳簿（特登令 § 10②）による特許関係拒絶審決再審請求原簿（特登令 § 9）に予告登録する。当事者系審判及び異議申立に対する再審請求は、特許登録原簿に予告登録する。

(2) 再審の確定登録

再審の確定審決（決定）、再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正があったときは、原簿に登録する（特登令 § 16 二、十）。また、再審請求の取下げ、決定却下についても登録する。登録原簿等は上記(1)に記載のとおり。

(3) 特許公報への掲載

再審の請求又はその取下げ、確定審決（決定）（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）について、その旨を特許公報に掲載する（特 § 193②六、七）。

8. 参考裁判例

特許庁のした審決に判断遺脱があったと主張する事由は、その内容において原審決の結論に影響を及ぼさないから、この事由につき判断をしていないことが再審事由である判断遺脱に該当すると解する余地はなく、これを理由とする再審請求は不適法である（東高判平 1.10.12（平 1（行ケ）128号））。

（改訂 H27.10）